

鶴岡市立温海中学校

# いじめ防止基本方針

平成26年5月作成

最終改訂令和5年4月20日

## 目 次

I	いじめ防止のために	P 3
	(1) はじめに	
	(2) いじめの定義	
II	いじめ防止の取組	
	(1) 教職員の取組	
	(2) 生徒の取組	
III	いじめ防止のための組織と具体的な取組	P 4
	(1) 組織・構成	
	(2) 具体的な取組	
IV	いじめの早期発見のための取組	P 5
V	教育的諸課題から特に配慮が必要な生徒についての取組	P 5
	(1) 学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導	
VI	いじめに対する措置	P 5
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 発見・訴え等があったときの対応	
	(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援	
	(4) いじめた生徒への指導及び保護者への助言	
	(5) いじめが起きた集団への指導	
	(6) ネット上のいじめへの対応	
VII	重大事態への対処	P 8
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 調査の観点	
	(3) 調査結果の報告	
VIII	いじめ防止にかかる具体的取組の計画	P 9
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 具体的取組	
	(3) 関係機関との連携	
	(4) 相談窓口などの組織体制	

# 鶴岡市立温海中学校いじめ防止基本方針

## I いじめ防止のために

### (1) はじめに

いじめは、どの学校においても、どの生徒においても起こりえる重要な問題です。本校では全ての生徒が安心して学校生活を送り、意欲的に生き生きと学習活動に励むことができるよう、いじめの防止を目的として、山形県いじめ防止基本方針、鶴岡市いじめ防止基本方針を受け、**鶴岡市立温海中学校いじめ防止基本方針**を策定し取り組んでいきます。

### (2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。この時、けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断し、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当します。

## II いじめ防止のための取組

### (1) 教職員の取組

- ① 「いじめは決して許さない」という強い気概を持ち、あらゆる教育活動を通して学校全体に浸透させていきます。
- ② 道徳教育を中核にした、こころの教育の推進を進めていきます。
- ③ 日常生活の観察や教育相談活動を通し、生徒の変化やシグナルを見逃さずに、職員全体で早期発見、**迅速な対応**を図っていきます。
- ④ いじめ防止基本方針の趣旨や、いじめ防止の為の取組みを**校長が全校生徒にしっかりと説明**し、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないように、深い指導を行います。

### (2) 生徒の取組

- ① 生徒会を中心に「**温中真心宣言**」の取組みを推進し、ホームページに掲載するとともに、温かな教育活動を展開します。
- ② 他とのコミュニケーションの取り方について学ぶ機会を設けるとともに、ストレスの回避の仕方について適切に対応できる力を育みます。
- ③ トラブルが発生した時に、自分だけで処理せずより良い解決方法がないか、冷静に考えられる力を育む活動を推進します。

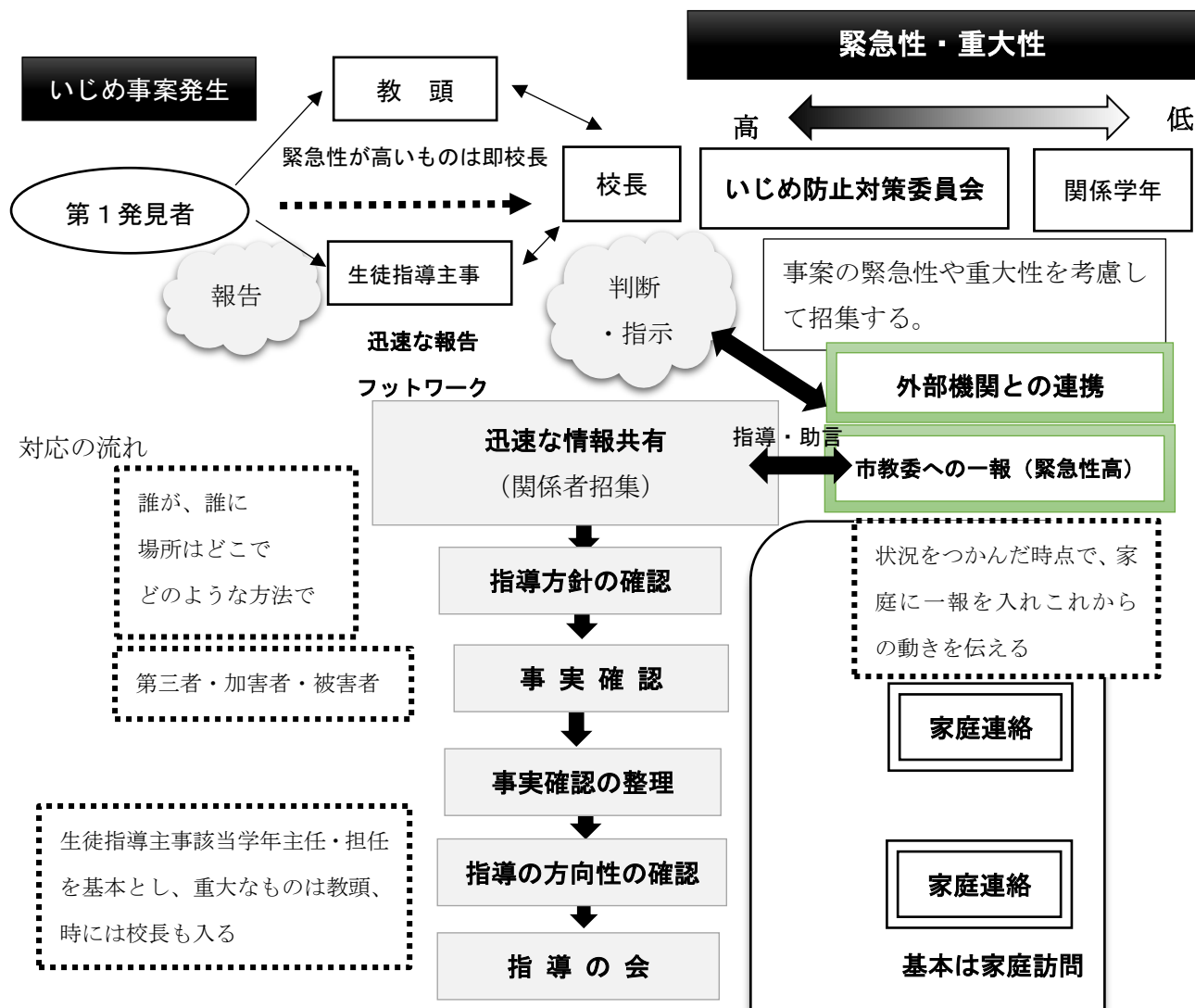
### Ⅲ いじめ防止のための組織と具体的な取組

#### (1) 組織・構成

- ① 校内のいじめ防止等の中核となる組織として、**いじめ防止対策委員会**を設置する。
- ② いじめ防止対策委員会は校長が主宰する。
- ③ 構成は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、必要に応じ当該学級担任等の関係者を加える。
- ④ 重大、困難な事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」の組織に「鶴岡市いじめ問題対策委員会」より必要な人員の派遣を受け、市教育委員会と連携して対処にあたる。

#### (2) 具体的な取組

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめ防止等のための取り組みに係わる達成目標と取り組みを教職員に提示，研修をおこない，年度末に学校評価（年間反省）の実施
- ③ いじめの相談・通報の窓口
- ④ 情報収集・記録・共有と具体的事案に対しての組織的対応



#### 継続的支援・事後確認（いじめ解消まで以下の2つの要件を満たすまで）

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談で確認する）

- ⑥ 校内研修会や事例研究の企画・運営
- ⑦ 家庭・地域との連携
- ⑧ いじめ防止基本方針のホームページへの掲載と、年度初めに、生徒、保護者、関係機関への説明

#### IV いじめの早期発見のための取り組み

- (1) 定期的なアンケート調査やQ-Uテストの実施、定期的な教育相談の実施。
- (2) 生徒とともにいる時間を多くし、休み時間や放課後などの生徒の様子に目を配る。
- (3) 生活記録等を活用しての交友関係や悩みの把握。
- (4) チャンス相談や呼び出し相談の活用。
- (5) 電話相談窓口、スクールカウンセラーの活用による生徒や保護者への周知。
- (6) 組織の機能についての定期的な点検と整備。
- (7) 家庭・地域との連携。

#### V 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒についての取組

- (1) 学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行います。
  - ① 発達障がいを含む、障がいがある生徒
  - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
  - ③ 性同一障がいや性的指向・性自認に係わる生徒
  - ④ 被災生徒

#### VI いじめに対する措置

##### (1) 基本的な考え方

発見・訴え等があった場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守ることを第一に考えた対応をし、教育的配慮の下、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任を問うことに終始せず、その後の生き方を見通した人格の成長を主眼に置いた指導を継続的に行っていく。また、必要に応じて、関係機関との連携も図っていく。

##### (2) 発見・訴え等があったときの対応

〔いじめ、いじめと疑われる行為〕 ※【 】は刑法に触れる可能性のある行為

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる、プロレス技をかけられる
- ◆ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる【暴行、傷害】
- ◆嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする【強要、脅迫】
- ◆金品をたかられる【強要、恐喝】
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【窃盗、横領、器物破壊】
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【名誉毀損】

- ① 上記のような行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者からいじめの相談や訴え等があった場合は、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 相談や訴えを受けた生徒教職員はいじめ対策委員会に直ちに報告し、全教職員で情報を共有する。
- ⑤ いじめ対策委員会の指示により、生徒活動研究部や当該学年団が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑥ いじめの事実が認められた場合、学校から被害・加害生徒の保護者に連絡をするとともに、支援・助言等を行う。
- ⑦ いじめた生徒に対して必要な指導を的確に行う。しかし、その指導においても十分な効果を超えることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、鶴岡市教育委員会の指導の下、鶴岡警察署に速やかに相談・通報する。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- ② 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ 生徒と保護者へ、徹底して守ることや秘密を守ることを伝え不安を取り除くとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④ 生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。(信頼できる人との連携、必要に応じた別室での指導等)
- ⑤ 状況に応じて外部機関・専門家と連携を図る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

### (4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、事実が認められた場合、**いじめ対策委員会**を開き解決方策の方向性を定める。
- ② 校長の指示のもと、生徒活動研究部や当該学年団が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の手立てを講じる。その際、状況によっては校長の判断の下、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした措置をとる。
- ③ 当該生徒の保護者にも速やかに事実を伝え、理解や納得を得た上で、連携して対応にあたることのできるよう協力を求める。
- ④ いじめた生徒には、いじめについての正しい理解を通し、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす重大な行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ⑤ いじめの行為に及んだ背景や抱える問題に目を向けるなど、当該生徒に対する生徒理解を深め、健全な人格形成に努める。

## (5) いじめが起きた集団への指導

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ③ いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てられるよう、機会を捉えて重ねて指導する。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ① インターネットやSNS等の危険性を生徒及び保護者に積極的に知らせ、学校と家庭が協力しながら未然防止や早期発見への対応を行っていく。
- ② ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、援助を求める。
- ③ 早期発見のため、ネットパトロールの実施などを検討するとともに、日頃からの生徒との会話から情報が得られるような関係づくりやアンテナを高く保つことを心がける。

### インターネット上のいじめとは

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

### ネット上のいじめの特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど児童生徒が行動に移しやすく、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ② インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ③ 保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ④ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。
- ⑤ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求となり得る

## VII 重大事態への対処

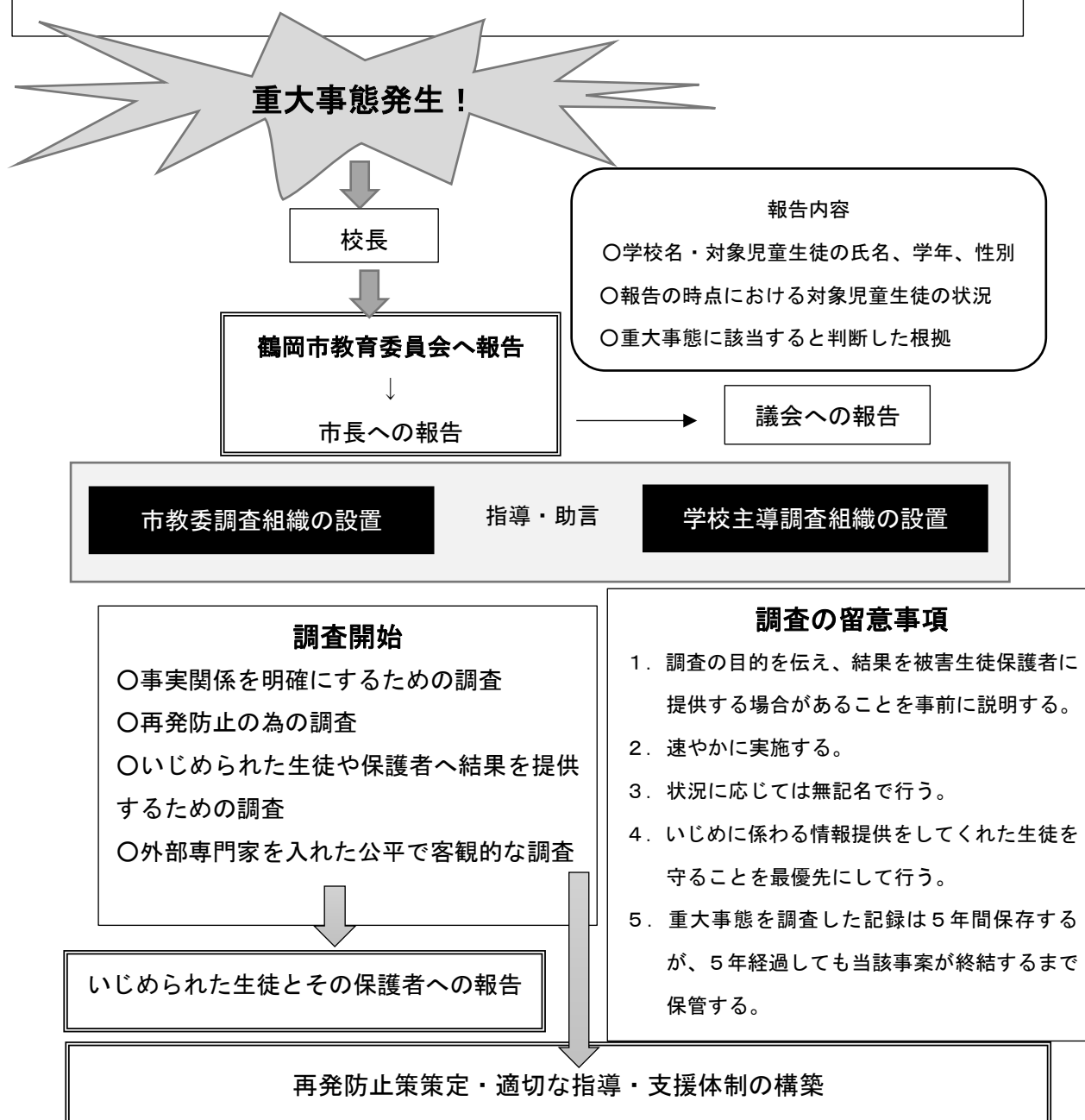
### (1) 基本的な考え方 [重大事態の意味]

○いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時

- ◆生徒が自殺を図った場合
- ◆身体に重大な傷害を負った場合
- ◆金品等に重大な被害を被った場合
- ◆精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、当該生徒が「相当の時間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時（年間欠席が30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない）

○生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、予断を持たずに重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。





- ① 上記のような事態が発生した場合、全職員にその旨を知らせるとともに、鶴岡市教育委員会を通じ、鶴岡市長へ報告する。
- ② また、PTA役員に対しても生徒のプライバシーを保護しつつ、発生の事実を伝え、協力を仰ぐ。
- ③ 調査組織を校内に設置する場合は、いじめ対策委員会を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じて鶴岡市教育委員会の指導助言を仰ぎ、調査結果は教育委員会に報告する。
- ④ 学校は調査結果を重んじ、学校に不都合なことがあっても事実にはっきりと向き合い、主体的に再発防止に取り組む。

## (2) 調査の観点

- ① いじめの行為がいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか
- ② いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題
- ③ 学校・教職員がどのように対応したか  
これらを網羅的に明確にすること。

## (3) 調査結果の報告

- ① 調査内容は逐次、鶴岡市教育委員会に報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって鶴岡市教育委員会へ報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係と、学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。学校として管理上の責任に落ち度があった場合は、誠意をもって謝罪する。
- ③ 在校生及び保護者に対しても、できる限り丁寧な説明や対応を行う。  
報道機関への情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に対応する。

## VII いじめ防止にかかる具体的取組の計画

### (1) 基本的な考え方

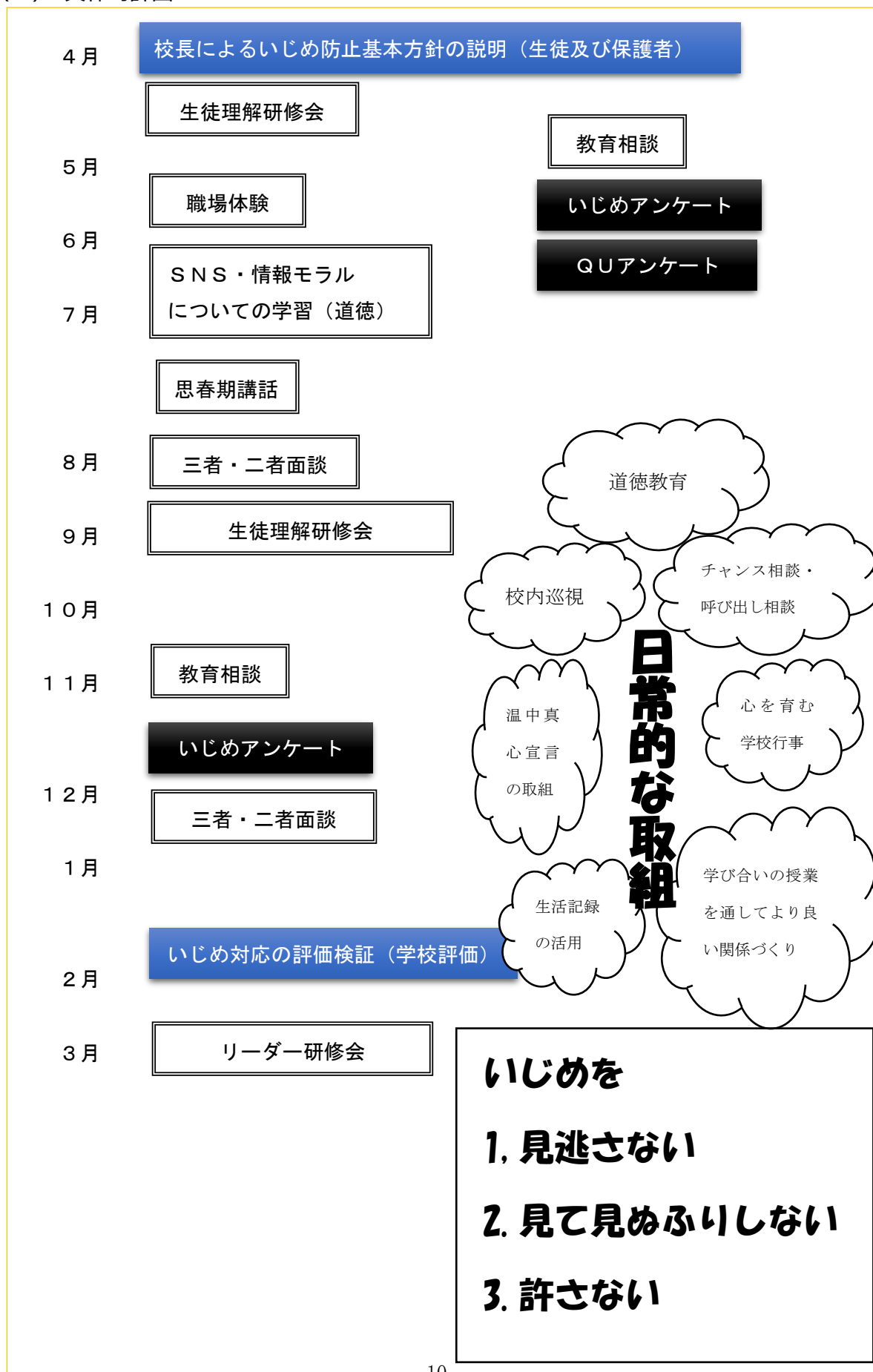
未然防止・再発防止の取組は、組織的・計画的に実施し、PDCAサイクルを機能させ、システムを不断に見直していくことが重要である。

年度初めにいじめ防止対策委員会が方向性を定め、生徒指導部が中心となり具体的計画を立案し、実施する。そして7月に中間評価、12月に最終評価を行い、課題についてはその都度、いじめ防止対策委員会が改善方向を定め、生徒指導部が具体的対応策を立てて課題解決に向かう

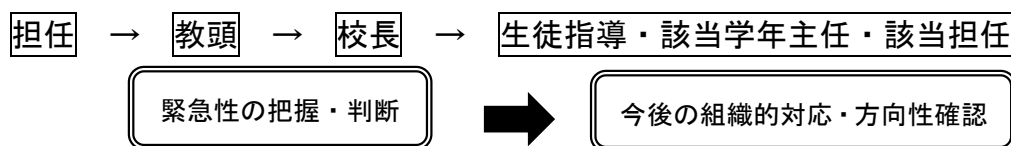
### (2) 具体的取組

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| ①情報収集     | 学年会、主任会、職員会議                |
| ②早期発見     | 巡視、教育相談、いじめ防止アンケート、QUテストなど  |
| ③心を育てる指導  | 道徳教育、学級活動、全校集会での講話、ネットモラル教育 |
| ④自己肯定感の醸成 | 学び合いの授業、学校行事、部活動、真心宣言の取組    |

(2) 具体的計画



いじめアンケートについては、調査の結果のスムーズな把握をする為、アンケートの処理については以下のような流れで情報を速やかに共有していく。



### (3) 関係機関との連携

日頃から田川地区生徒指導主事会等を通して、関係機関と生徒指導情報を共有するとともに、鶴岡警察署や鶴岡児童相談所等と連携して問題解決に当たれる体制を構築しておく。

生徒の生命、身体、財産等に重大な被害が生じる危険性がある場合は、教育的な配慮や被害者の意向へも配慮した上で、鶴岡市教育委員会の指導助言を仰ぎながら、早期に鶴岡警察署や庄内児童相談所、医療機関、法務局鶴岡支局等と適切に連携する。

### (4) 相談窓口などの組織体制

生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、以下の相談窓口について生徒および保護者に周知し、相談しやすい体制を構築する。

#### ① 校内相談窓口

- 学級担任（学級）
- 養護教諭（保健室）
- スクールカウンセラー（教育相談室）

#### ② 市内電話相談窓口

- 鶴岡警察署ヤングテレホンコーナー（23-4970 24 時間毎日）
- 鶴岡市教育委員会学校教育課（57-4864 8:30 ～ 17:15 月～金）
- 鶴岡市教育相談センター（23-9351 9:00 ～ 16:00 月～金）
- 鶴岡市青少年育成センター（0120-783-748 9:00 ～ 17:00 月～金）
- 庄内児童相談所（22-0790 8:30 ～ 17:15 月～金）

#### ③ 県内電話相談窓口

- 山形県教育センターいじめ相談ダイヤル（023-654-8383 24 時間毎日）
- 山形県警本部ヤングテレホンコーナー（023-642-1777 24 時間毎日）
- 山形いのちの電話（023-645-4343 13:00 ～ 22:00 毎日）

#### ④ 県外電話相談窓口

- 文科省 24 時間いじめ相談ダイヤル  
（0570-0-78310 平日 9:00 ～ 20:30、土日 9:00 ～ 17:30）
- 法務局子どもの人権 110 番（0120-007-110 8:30 ～ 17:15 毎日）
- いのちの電話（0120-783-556 10:00 ～ 22:00 毎日）
- チャイルドライン（0120-99-7777 16:00 ～ 21:00 月～土）

#### ⑤ 電話以外の窓口

- 鶴岡市教育相談センターメール相談（soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp）
- 山形県教育センター相談メール（non-ijime@pref.yamagata.jp）
- 子どもの人権 SOS ミニレター（全員に配布）